

戦後ヨーロッパにはリベラル・デモクラシーが成立し、 発展したのか？

— 現実に存在したデモクラシーの正統性原理とその変容をめぐる序論的考察 —

網 谷 龍 介

1. 問題の所在*

「民主政治は、ある種の哲学の危機と不安に陥り、そして時には時代の課題を前に当惑してさえいるように見える…大陸の社会主義の衰退はその量においてほとんど叙事詩的ですからある。彼らは、分裂にさいなまれるか、右の政府に参加しては左の政策を求めてそこから離脱することを激しく繰り返すことで統一を維持するか、いずれかである。…キリスト教民主主義政党は…その内部が異質すぎ、我々の課題に直面する上での哲学を持っていない。…この[ヨーロッパの全般的]危機は、私見では、過ぎ去った日に合致する社会制度や思考が、根本的に変化した客観的状况にかみ合わなくなるという形をとって生じている (Smith 1950, 471-3)」。

これは1950年7月にロンドンの王立国際問題研究所 (いわゆるチャタム・ハウス) で行われた講演の一節であり、演者はアメリカCBSのロンドン特派員であったスミス (Howard K. Smith) というジャーナリストである。彼は後にニクソン対ケネディのテレビ討論の司会者としても知られるようになる。周知の通り、1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発しており、東西対立の行方がどのようなものになるか、極めて緊迫した状態にあった。したがって後代の人間としては、何らかの危機感が表明されていても特段不思議とするには足りない、

と考えるかもしれない。

しかしこの講演は、「戦争以来初めて、ヨーロッパは正常=平時という幻影によりやく追いついたように見える」という導入から始まる。つまり本講演は、戦後西ヨーロッパがようやく安定を達成した、という認識の上でなされている。にもかかわらずアメリカのこの知欧派ジャーナリストの目には、その安定が脆弱で、「哲学」を欠くもののように見えたのである。ここでは、西ヨーロッパの戦後体制が、何らかの青写真が実現したもの、というよりも、体制を根源で支えるようなアイデア=イデオロギーの欠落した、表層的なものとして捉えられている。

このような認識は、かなり意外なものと言えるのではないか。たとえば、ポスト・デモクラシー状況やポピュリズムの蔓延を嘆く立場は、「戦後西ヨーロッパでは自由や人権と、民主的政治参加を基礎とした体制が定着していた」という認識を前提としているだろう。ネオリベリズムなるものに批判的な立場からは、戦後の社会民主主義コンセンサス (Dahrendorf 1979, 106-121) や埋め込まれた自由主義 (Ruggie 1982) の成立が言祝がれていてもおかしくない、となるかもしれない。

しかしスミスが描くのは、左の社民勢力の「衰退」と右のキリ民勢力の「底の浅さ」であって、およそ安定した戦後デモクラシーの成立を示すようなものではない。では、このような同時代的な視点と、現在我々が懐古的に戦後デモクラシーを見る視点はどのように異なっているのだろうか。本

* 本稿は、日本学術振興会科学研究費 (基盤研究 (B)、課題番号 26285034) に基づく共同研究の成果の一部である。なお、司法部および人権の役割についての分析は、日本学術振興会科学研究費 (基盤研究 (C)、課題番号 26512012) に基づく共同研究の成果の一部である。執筆は、2017年4月から9月まで客員研究員として滞在した東京大学大学院法学政治学研究所での資料収集によって可能となった。受け入れの労を取って下さった伊藤洋一教授に御礼申し上げる。

稿は、戦後期のヨーロッパにおけるデモクラシー建設期を分析する共同研究の成果を通じて、戦後デモクラシーが何であったか／なかったかという歴史的な問いに答え、そのことを通じて我々のデモクラシー理解を精密にするという形で政治学的な貢献を果たそうとするものである。

2. 定着したのはリベラル・デモクラシーか？

(1) 体制分類概念としてのリベラル・デモクラシー

比較政治学的にみた場合、戦後西ヨーロッパの体制を特徴づけるのはリベラル・デモクラシーの定着であろう。それは当初は、「民主化への発展の挫折（ムーア 1986）」「戦間期のデモクラシーの崩壊（Linz 1978）」の要因を探るといった問題設定の下で研究され、後には「福祉国家」「政治経済体制」といった視角から、陰に陽にヨーロッパ比較政治研究のベースラインとなっている認識である。

では、リベラル・デモクラシーとは何か。

「それ〔民主主義〕は、競争的、個人主義的、市場的な社会の働きによって…すでに用意されていた土壌に、順応しなければならなかった…その過程において民主主義が自由主義化された（マクファーソン 1966, 11）」。

これは約半世紀前にカナダ人政治学者が描いた西側世界の民主政の歴史的な位置付けである。おそらくこれに、現在の多くの政治学者は大筋で同意するのではないか。たとえば近時のきわめて優れた政治学教科書は「私たちが生きる現代社会で正当とみなされる政治体制の構成原理は、自由民主主義（原文青字）である」と端的に宣言する。そしてダール『ポリアーキー』を引いて、この体制の構成原理は包摂性と競争性であるとする（砂原・稗田・多湖 2015, 43）。おそらくこの言明は、2015年段階の（政治学者の）民主政理解の描写としては代表的といえよう。これをリベラル・デモクラシーをめぐる考察の出発点としよう。

しかしこの概念はすぐれて冷戦期アメリカ政治学の産物である。同時代的用法において、全体主義との対比に重きをおく点は明確だが、内的思惟構造は判然としない。そもそもリベラリズムの外

延自体が自明ではなく、ロック（John Locke）がリベラリズムの典型思想家に数え上げられるようになったのも冷戦期のことであったという（Bell 2014）。実際、リベラル・デモクラシーにおける「リベラル」は、「反共・反ファシズム」以上のものではない可能性がある。たとえばドイツからアメリカに亡命し、イェールやアマーストで教鞭をとったレーヴェンシュタイン（Karl Loewenstein）は、現在の視角からは権威主義体制に数えられるようなエストニアの戦間期の体制を取り上げて、民主主義の自己防衛の例としている（Loewenstein 1937）。その主張は、一時的な逸脱が、ファシストやナチスの封じ込めのためなら許される、と言っているに等しい。つまり「リベラル」の語は、体制間の区別のために用いられているだけであって、定着したその体制の内実がリベラリズムの原則に沿っている、ということを示すわけではない。

全体主義概念の定式化で知られるフリードリヒ（Carl J. Friedrich）が、戦後ヨーロッパの憲法を総体として「否定の革命（negative revolution）」と特徴づけ、「素晴らしい未来のための積極的な熱意の結果ではまったくなく、陰鬱な過去に対する否定的な嫌悪に発するものである」としているのも（Friedrich 1951, 14-15）、この体制の定義が否定形によって特徴付けられることを示す。

また、「リベラル」に多様な個人の権利擁護という実質的意味が持たされていないことを象徴するように、リベラル・デモクラシーの代表的議論として取り上げられるシュンペーター（Joseph A. Schumpeter）やダール（Robert A. Dahl）は、その主要著作においてリベラル・デモクラシーの語を用いていない（シュンペーター 1962; Dahl 1956）。彼らのモデル化したデモクラシーは要するに、政権を担うエリートないし政党が「一つの」集団ではない点で共産党支配の一党制国家とは異なる、というだけの話であって、政党や統治エリートが複数存在していればリベラリズムの実質が本当に守られるのか、という問いに回答を示すものではない。（マジョリティ集団の）二大政党が競合していれば、エスニックなマイノリティの自由が実質的に擁護されていくのか、という問いを仮説的に考えてみれば足りるだろう¹。

つまり、戦後ヨーロッパの分析にリベラル・デ

¹ ダールはリベラルの語を文献タイトル以外では用いていない。シュンペーターにおいては一箇所だけリベラル・デモクラシーの語が用いられているが、そのほかで「リベラル」が用いられるのは政治勢力の名称がほとんどである。

モクラシーの概念が用いられる場合、それは体制分類を目的とする外在的な分析概念としてである。もちろん、それ自体は社会科学の全く正当な手続きである。しかし問われるべき問題との関係で、その概念が有効か否かは決まるのであり、そこには一定の注意が必要である。例えば、比較政治学史の最重要人物の一人といえるであろうアーモンド (Gabriel Almond) は、現在のトップジャーナルである *World Politics* 誌の創刊号への寄稿の中でこう述べている。

「主としてプロテスタントでリベラルなアメリカにおいては、マルクス主義やカトリックのイデオロギーについてのステロタイプな考え方があることが、西欧の政治を開かれた心で理解するには妨げになる…偏狭にアメリカ的価値を主張したり、ヨーロッパの価値を誤解することが、我々の西欧における安全保障上の地位にとって深刻な帰結をもたらしうる状況なのである (Almond 1948, 33)。

彼は大戦中は戦時情報局に勤務し、戦後は戦略爆撃の調査のためにドイツを訪問し、1947年にイェールに戻ったという経歴を持つ。そのような人物が、アメリカ的なレンズでヨーロッパの戦後政治を見ることを戒めていることに我々も注意すべきである。つまり「リベラル・デモクラシー」が戦後のヨーロッパが定着したというのは、特定の分析目的のためにありうる言明ではあっても、万能ではない。

(2) 「リベラル・デモクラシー」の内在的理解の必要性

本共同研究においてわれわれは、グローバル化や個人化といったさまざまな理由で、民主政への不満が語られる現在の状況を踏まえて、過去のデモクラシーを位置づけなおそうとしている。その

ような目的のためには「生きられたデモクラシー」を内在的に理解する必要があり、その分析に「リベラル・デモクラシー」概念は牛刀に過ぎる。

もう少し敷衍しよう。仮にわれわれが、戦後ヨーロッパのデモクラシーを「リベラル・デモクラシー」という以外に、精密に位置づける言語を持っていないとするならば、それは論理必然的に、現在のデモクラシーの問題を照射するために「何がいつどう変化したのか」を語ろうとする言語の粗雑さをもたらす。というのも、戦後西ヨーロッパと現在のヨーロッパにおいて、政治体制が「リベラル・デモクラシー」であることにはかわりないからである。それでも「何かがかつてとは違う」と感じそれを捉えようとする、それ自体としては興味深い仮説的概念——ポスト・デモクラシーなりポピュリズムなり——が、反省を欠く形で危機のレッテル貼りとして用いられることになる (網谷 2014b)。しかし「何であったか」についての精確な認識なしに、「どう変わったか」が捉えられるはずもない。その結果、現在の政治を捉える言説にはある種の粗雑な「衰退」論ばかりが跋扈するのである。戦後西ヨーロッパのデモクラシーはそんなに美しく素晴らしい体制だったのだろうか？

とりわけ体制の正統性、支持調達の構造を考えようとするとき、ことは深刻である。体制が支持されるか否かは、長期的にはその物質的パフォーマンスと同期するかもしれないが、直接的には政治的主体や市民の認知の問題だからである²。そして正統性や体制支持に関する限り、現在生じている様々な状況を「リベラル・デモクラシー」(とその変容や空洞化)の問題として概念化してしまうこと自体が、すでに誤った設定である可能性がある。そもそも「支持」されていたのが「リベラル・デモクラシー」なのかどうかは定かではないからである³。

以下では、共同研究の成果を利用しながら、第

これとは対照的に、選挙権威主義 (electoral authoritarianism) や選挙民主主義 (electoral democracy) と呼ばれているような、選挙は行われているが自由やマイノリティの権利が侵害されているような体制の数が増えたことで、デモクラシーにおける「自由」の確保がどのような条件で可能になるのか、という点に近年の研究者の関心は向いている。Mukand and Rodrik (2017) は、民主化の過程をゲーム論的にモデル化する際に、伝統的には自由権というタイトルのもとで一括されてきた所有権と市民的自由権を明示的に区別することによって、選挙民主主義・非リベラル民主主義の成立可能性を組み込み、結果としてリベラル・デモクラシーの成立条件が意外に厳しいことを示しており、注目に値する。

² 市民の通俗理論 (folk theory) を検討することの重要性について Moss et al. (2016) を参照。20 世紀の政治思想を考える上では、高尚な政治哲学の歴史よりも、公法学者や「ヴィジョンを持った官僚」、あるいはハイエクの言う「理念の中古業者」といった「中間的な人物」の分析が必要であると Müller (2011b) は主張する。

³ なお、正統性や体制支持の問題を除外して、純粋に政治的パフォーマンス——たとえば時間的不整合や集合行為問題の解決——を最適化する制度メカニズムのデザインを考える研究の方向性も十分ありうる。ただしその場合にはデモクラシーのミニマムな基準を満たす必要もなくなるかもしれない。

二次大戦後のヨーロッパにおいて、「デモクラシーがどのようなものとして構想されていたのか」を内在的に明らかにするための方向性と論点を確認していこう。ただし予め断っておくならば、何か特定の思考体系が戦後ヨーロッパのデモクラシーを支える原理となった、という主張を提示するわけではない。むしろ、戦後デモクラシーという「場」に働くいくつかの力を明らかにし、それらの多層的な複合体としてわれわれの理解を精密にすることがこの作業の目的である⁴。

3. 戦後デモクラシーの構成要素

(1) 「反主権」と「主権-議会-決断」三幅対への批判

現在に至るまで、ヨーロッパにおいてはデモクラシーの具体的制度化に議会民主政(parliamentary democracy)が採用されている。ただし議会政治の母国たるイギリスは、近代的に整理された統治原理を持たないため、一般的なモデルとはなりえない。では、議会民主政とはどのような構造を備えたモデルなのだろうか。

現在の比較政治学においては、リベラル・デモクラシーの分析において本人-代理人モデルを代表関係に援用し、主権者たる人民・国民と政府がどのように結ばれているか、という観点から制度が整理されることが一般的である。「委任の連鎖(chain of delegation)」の様態が問われているのである。

しばしば援用されるのは、シュトレーム(Kaare Strøm)らの共同研究から提示された枠組みである。この枠組みにおいて議会民主政は「首相およびその政府が、議会の多数派に責任を負い、議会によってその職を負われる可能性がある統治のシステム」と定義される(Strøm, Müller, Bergman 2003, 13)。このシステムの下では、「投票者から究極的な政策決定者まで、一つ一つの段階において単一の本人が唯一の代理人(もしくは権限競合のない複数の代理人)に結びつき、同時に個々の代理人は唯一の本人に対して責任を負うような、委任の連鎖とアカウントビリティ(65)」が制度を特

徴付けることになる。

やや噛み砕いて言えば、投票者(それも中位投票者)から代表(議員)へ、代表から首相および内閣へ、という形で、決定までの委任の連鎖が一つの線で構成され、しかも「首相および内閣」からは、各大臣、そしてその下の官僚にいたるまで、分業のためのツリー状の分散こそあるものの、やはり一つの線で結ばれるのが特徴である。これは、投票者と決定者、さらには政策実施者の間が、常に複数の矢印が錯綜する形で結ばれ、相互に重複があるアメリカ型大統領制とは対照的である。

この現代政治分析の議会民主政モデルによく対応するのがフランス第三共和政(1875-1940)である(樋口 1994, 142-167, 195-207; カレ・ド・マルベール 2011)。この時期の代表的な公法学者であるエスマン(Adhémar Esmein)によれば、古典的な代表制にかえて「選挙人の多数派によって表明される国民の實在する意思を可能な限り正確に表わし、執行するという唯一の目的を追求する」半代表制という統治形態が成立したものとみられる。そこでは、立法権に支配的な地位が与えられる。これは、彼らのみが人民の名で真に語りうるからであるという。また議会は一院制となり執行権は立法府に従属することになり、権力分立も否定される(只野 1991, 87-88; 飯野 2002, 7-8)。

今でこそあまり省みられることはないが、戦間期のデモクラシーの制度構築において、この体制はイギリスと並んで参照対象となり、特に中・東欧の新規独立国の体制構築において影響があったとされる(ポロンスキー 1993)。そこでは、代替君主としての役割を当初持たされた大統領は実権を失い、執政府は議会に強く依存した。もちろん司法部による立法審査などは影も形もない。集権化された国家において、単一不可分の主権を有する人民・国民は議会を通じて代表されるのであり、そこでの決断は多数決によって行われていた。なお、フランスにおいては憲法制定権力が議会に常在するという理解が有力であり、それゆえ憲法改正については無限界説が有力であったことも付記しておこう。このため第三共和政はしばしば「議会主

⁴ Pombeni (2008) は戦後体制へのキリスト教民主主義と社会民主主義の影響を認めつつ、それが結局はリベラリズムの圏域内にあることを強調する。このような解釈ももちろん可能ではあるが、それはひとえにリベラリズムの定義による。本稿は、以下の三つの理由から同論文よりは実質的に狭い定義をとっている。第一に、現在の経験的政治学が過去を含めて体制を判断する基準となっているような、個人を基礎とした体制構想を重視しているためである。第二に、当事者間においては複数の哲学・世界観の間の対立が強く意識されていたからである。そして第三に、「結果としてリベラリズムの範囲内にあること」と「リベラリズムを原則としていること」とは違うと考えるからである。

権体制」「議会絶対主義」の語で特徴付けられる。

このような体制が、戦後デモクラシー構想においてはしばしば批判された。すなわち、戦後ヨーロッパの体制構想にはすぐれて「反主権的」な構想が含まれていた。ここで「反主権的」と表現した発想は、より具体的には「主権・議会・決断」三幅対への抵抗とでも特徴付けることができる。それは支配的なものとならなかつたとしても、その後の政治的展開や後の制度構想に連続している。

一例を挙げよう。西ドイツ基本法（憲法）の起草にあたった議会評議会（Parlamentarischer Rat）において、戦前からのカトリック政治家でキリスト教民主主義議員団の副団長として大きな影響を与えたジュスターヘン（Adolf Süsterhenn）はこう述べている。

「まずもってわれわれは、以下のような考えを基本としている。すなわち、ルソー風の憲法、つまり数多くの権限を議会に集中させるものが作られてはならない。そうではなくモンテスキューとともに、権力分立の考え方も顧慮しなければならないのだ（Parlamentarischer Rat, Hauptausschuß, 30.11.1948, S. 124）」

ここでは、やや誇張すれば「全能の国家を、主権者たる人民を代表する唯一の機関である議会がコントロールする」というモデル——それは「自由主義的」「立憲主義的」であるかどうかは別としてきわめて民主主義的である——が批判されている。このようなモデルに代えて、戦後西ドイツでは民意の表出にさまざまな制約を課す制度設計が行われたことは良く知られている。一部の論者はこれを「混合政体」の概念で位置づけようとしていた。

この議会民主政モデルへの批判はさまざまな方向に向かいうる。一つの方向は「議会による統制の過剰が執政府の行動を制約している」という認識に基づく統治機構改革であり、これはフランス第五共和制における議会権限の縮小や、戦後西ドイツにおける建設的不信任などの首相の地位強化につながる。この流れは戦後になると反共主義と結びつき、選挙制度を変更することで安定を求める動き（Pilon 2013, Ch. 6）とも部分的には重なる。

とは言え、一般的には主権を制約し、権力を分

散していく方向の方がより多く見られるとあってよい。このようにヨーロッパ戦後デモクラシーの特質をある種の「制約」の存在に見ることは、必ずしもわれわれの独創ではない。たとえば、現代ヨーロッパ政治思想史の研究者であるミュラー（Jan-Werner Müller）は「戦後西欧の政治的想像力の中で、安定が主要な目標の位置を占めることになった…西欧は、人民の主権に対する不信に深く刻印された、きわめて制約された（原文イタリック）型のデモクラシーを身にまとうことになった（Müller 2011, 128）」とする。この事実認識自体は、リベラル・デモクラシーを非歴史的に理解する傾向に対する解毒剤として有用である。

しかし、彼がこれを「民主主義と自由主義の原則、とりわけ立憲主義との新しいバランスであり、なおかつ自由主義と民主主義の双方が20世紀半ばのヨーロッパが経た全体主義の経験に照らして再定義された（Ibid. 129）」ものと位置づけているのには留保が付されるべきである。内在的な視点をとる限りにおいて、少なからぬ国において自由主義も否定の対象だったからである。

(2) 反「個人主義」

戦後デモクラシーの内在的な構造を考えるひとつの手がかりとして、戦後に新たに定められた憲法を見てみよう⁵。たとえばイタリア憲法（1947年12月27日）は、その第1条で「イタリアは、労働に基礎を置く民主的共和国である」と高らかに謳うところから始まることがよく知られている（高橋1985-88）。続く第2条は人権不可侵の規定であるが、そこには「個人として、また自らの人格を発揮する場としての諸社会的集団の中で」という註釈がついて、社会団体が織りなす社会という像を提示するとともに、「政治的・経済的・社会的な連帯の不可欠な義務を履行すること」が求められている。そして第3条では、市民の尊厳が平等に尊重されることが説かれ、人間としての人格の十全な発揮や労働者の実効的な参加を妨げるような、経済的・社会的な障害を除去することが共和国の任務として掲げられている。

西ドイツ基本法（1949年5月23日）は、「人間の尊厳は不可侵である」という宣言から始まる。もちろん、「個人（Person）の自由は不可侵である」（第2条第2項）といった自由権的条項にも事欠か

⁵ 日本、イタリア、ドイツの戦後の憲法体制の比較として（本稿とは違う観点からではあるが）石田（2009）を参照。

ないが、一般的には「人間の尊厳」という概念、さらには「ドイツ連邦共和国は民主的で社会的な連邦国家である」「所有権には義務が伴う (Eigentum verpflichtet)」といった、所有権の無制約性の否定や社会国家的目標規定で知られる。

これらにおいて中心となっているのは、世俗的・自由主義的で、孤立した個人を前提するような制約の不在としての自由の概念ではなく、キリスト教的色彩を帯びた「人格 (Person)」や「尊厳 (Menschenwürde)」の概念である。そこでの自由は (国民) 共同体の中での自由であり、だからこそ労働者の生活や参加を保障する実効的同権化の諸規定が導入される。個人の自由や権利の尊重は謳われているため、文言上の類似点はあるものの、その背後にある社会像はリベラリズムのそれとはかなり異なる⁶。上述のフリードリヒは、人間の尊厳の強調が戦後ヨーロッパ憲法の特徴であるとして、「この広い概念の解釈のされ方によって…現在のヨーロッパのトレンドは、ソ連から、そしてアメリカからも区別される。というのも人間の尊厳はすべてのヨーロッパの憲法において、表現の自由とともに社会化、より広くは社会的責任を意味するからである」と指摘している (Friedrich 1951, 17)。

しかも戦後の西欧においては、形式的な権利平等すら必ずしも実現されてはいなかった (マゾワー 2015, 391-401)。個人の平等な権利擁護はリベラリズムにとってエレメンタリーなものであるにもかかわらず、である。それが顕著なのは女性の権利である。たとえばイタリアでは、レイプされた女性が、その後レイプした男性と結婚するとその罪は帳消しとされたという。男性の不義が罪に問われる一方、女性は処罰の対象となり、フランスでは銀行口座を開設することも困難だった。そもそもスイスにおいて1970年代まで女性の参政権がなかったことも改めて想起されるべきであろう。

以上のように、仮に「リベラル」の語に、全ての個人の権利の擁護と自由の十全な行使を重視す

る、という現代的で実質的な意味を持たせるならば、戦後のリベラル・デモクラシーが当初からそのような原理を基礎に成り立っていたとは言いがたい。しかも、具体的な権利保障の平面でも、平等な権利擁護が実現していたかどうかは怪しい。

(3) 「人格主義」

現在の意味で「リベラル」な価値が体制の基礎にないとするなら、では何があったのか。その一つとして注目すべきはカトリックの人格主義である。これは、ナチスやファシズムの独裁を経て、一人ひとりの人間を重視する考え方であるが、そこでの人間は一般的なリベラル・デモクラシー理解が前提とするような「個人」とは一線を画す。代表的な思想家の一人ムーニエ (Emmanuel Mounier) はこう説明する。

「個人主義とは、個人をして孤立と自己防御との態度をがちりと固めさせるところの慣習、感情、思想、制度の一つのシステムである…係累からも、血によってつながる共同体からも離脱した抽象的な人間、言い換えれば、方向も限度も見失った自由の中心に鎮座する思考の神の如き人間…かゝるエゴイズムの不可侵権や、利益の他何者も眼中にない団体の最大限の利益追求を保証することのみを目あてとする諸制度、…それはかつて歴史にあらわれた最も憐むべき文明形態の一つである。それはまさに人格主義のアンチテーゼであり、そのまず第一に闘わねばならない敵である (ムーニエ 1953, 46)」。

ここでは、一人ひとりの人間が、現代政治理論風に言うならばコミュニタリアンな文脈の中で、重視されている。すなわち、独立不羈の単独者としての個人ではなく、具体的な社会のテクスチャーの中に埋め込まれ、共同体の中で役割を果たす、肉体的存在としての人間を、重視する考え方である。したがって社会秩序のモデルとしては、

⁶ もちろん、このような規定について、「リベラリズムの諸課題がすでに達成されたので、新たな課題として社会的問題への取り組みが行われるようになった」という解釈を施すことは不可能ではない。おそらく日本において有力な言説はそのようなものであろう。

確かに日本国憲法は古典的な意味での自由主義的要素に社会的目的規定を加えた「リベラル」なものかもしれない。天皇と戦争放棄の章に続く国民の権利と義務の章において、諸基本権と自由への制約を否定・限定する条文が大半を占め、「どのような社会的目的を目指すのか」「権利行使を支える条件をどのように保障するのか」といった問題系が欠落していることは、象徴的である。しかしそれは、近代化に際して市民法体系を継受したにもかかわらず、アメリカの構想の影響を強くうけた日本国憲法体制の下にあることからくるバイアスではないか。

個人と国家が対峙する構造としての近代社会ではなく、各人を多層多様な形で包摂する共同体が積みあがっていくさまがイメージされる。その中で国家は絶対的な地位を占めるわけではない。この人格主義は、主としてフランスやベルギーのキリスト教民主主義勢力の中で力を持つことになり、ヨーロッパ統合にも一定の影響を及ぼすことになる。

さらに付言しておくべきことは、この人格主義的構想は、人間像が単に異なるにとどまらず、個人主義や合理主義を積極的に攻撃しているということである。人格主義の思想家としてもっとも著名なマリタン (Jacques Maritain) は、1949年のアメリカ政治学会講演でこう述べている。

「例えばジョン・ロックのような、哲学的理論は、民主主義の主張の哲学的定式化を準備するものであり、実際のところ経験主義的で合理主義的な哲学であって、キリスト教哲学からは程遠い。だがこのような哲学的理論は、現実の民主主義の内実から、そして徐々に発展してきた共通の意識や道徳的経験からは鋭く区別されなければならない。近代史の中での民主主義の到来は、このような共通の意識や経験に、実際には依存してきたのである……ルソーやカントが、自分たちのセンチメンタルで哲学的な定式で民主主義の思想に装飾を加えたことが、近代の諸理念の不幸や混乱につながっている (Maritain 1949)」。

このように、デモクラシーの合理的かつ哲学的な正当化は、現実の民主政の基盤とは異なるとマリタンは論じ、世俗的自由主義の思想家たちに厳しい批判を向けていた。それもアメリカ建国の思想的基礎としてしばしば言及されるロックをわざわざ名指しする形で、である。

人格主義という特定の思想潮流に棹差すかどうかは別として、ファシズムやナチズムを経たヨーロッパにおいては、デモクラシーを中立的・手続的決定メカニズムというより、一定の実体的価値秩序と結びつける考え方が現れていた。西ドイツ基本法は、「自由で民主的な基本秩序」を脅かす政党を禁止する規定を持つことで知られているが、それにとどまらず、憲法裁判所は1958年のリュート判決 (BVerfGE7, 198) で、基本法が価値中立的ではないこと、そこに構築された価値秩序が国家を

縛るだけでなく私人間においても効力を持つことを宣言した。もちろんこのような考え方は、当初は一部の国に限られたものだったが、結果から見れば、次第に多くの国において影響力を持つようになっていった。

以上のように、戦後ヨーロッパのデモクラシーは、自由な個人を基礎に社会契約的に組み立てられた中立的なルール体系というよりも、一定の社会秩序像・価値体系を前提とし、主権の行使を制約しようとする構想の影響を受けていた。これは、現代政治分析が想定するリベラル・デモクラシーとはかなり異なるものであろう。ではこのように「制約された」デモクラシーは、具体的にはどのように制度化されるべきものと考えられていたのだろうか。

4. 戦後デモクラシーの制度設計

(1) 主権の国際的制約と人権

反主権の構想を具体化する方向の第一は、国家から主権の一部を奪い国際機関へ委譲する、ないしは超国家的にプールする制度設計である。

国際法規範を国内法に(立法措置などを経ずに)受け入れていくという方向自体は、すでに戦間期から見られる傾向であった。たとえばフランスの憲法学者の手になるミルキヌ＝ゲツェヴィッチ (1964、原著1933) は、戦間期の憲法における新しい動向から共通のトレンドを析出しこれを「国際憲法 (droit constitutionell international)」と呼んだ。同書によれば、以下のように国際法と憲法の相互浸透が見られる。

「国内法は自由の技術に他ならず、国際法は平和の技術に他ならない。しかるに、現代の憲法は発展をとげ、そこに国際的要素が入ってゆく……同じ国際的効果が、憲法の規律によっても、また国際法の規律によっても実現され得るのである (2)」

彼は第二次大戦後の論稿では、さらにこうも述べている。戦間期には萌芽でしかなかったものが、ついに現実のものになりつつあるという認識である。

「かつては理論家たちのつつましやかな望みに過ぎなかった憲法の国際的傾向は、今日は、実

定憲法のひとつの明白な傾向である……憲法の生成と国際法の進歩の歴史的相互依存性を見ないことは、平和と自由の不可分性によって支配される今日の政治的現実を見ないことである(327)』。

ドイツを主な研究対象とするイギリスの法社会学者ソーンヒル(Chris Thornhill)はさらに一歩進んで、戦後ヨーロッパのいくつかの憲法体制の特徴は、その存立を国際的な正統化に部分的に依存していることにあると指摘する(Thornhill 2016)。つまりそこでは憲法体制の(したがってデモクラシーの)正統性は民意によって自足的に担保されているのではなく、国際的な一定の規範を受け入れていることによって調達されていることになる。

このような国際規範の最も重要なものの一つが国際的な人権規範である。人権規範が戦後世界の大きなイノベーションであることは、いうまでもない。そのため近年、特に歴史的視角からの研究が増加しつつある(Cmiel 2004; Frei and Weinke 2013; Hoffmann 2011; 2016; Mazower 2004; Moyn 2014b)。

大内(2017)は、ヨーロッパ人権条約(European Convention on Human Rights)の成立過程を分析することで、戦後ヨーロッパの人権レジームの特質を明らかにしている。重要なのは、人権の権利性を宣言したことやそこでカバーされる人権の範囲ではなく、この方向を主導した専門家たちが、超国家的な司法手続きの樹立に注力していた点である。伝統的な考え方に従えば、仮に国家間関係のアリーナにおいて人権規範が樹立されたとしても、それに違反した場合に参加国が負うのは、「他の参加国との関係で」履行確保を行う責任のみであり、自国民が政府に対して履行強制やサンクションを課す法的手段は存在しない。専門家たちはそれを理解していたがゆえに、権利の内容を制約しても、加盟国を法的に訴追するメカニズムを導入しようとしていたのである。

この「トロイの木馬」が全面的に機能し始めるのは1970年代以降のことであるが、ここには、戦後体制の構築にあたって国家主権を、そしてすな

わち一国単位のデモクラシーを、超国家的な規範によって制約しようとする考えが早くから存在していたことがあらわになっている。

国際裁判を通じて主権を制約する方法のほかに、第二次大戦後ヨーロッパにおいては、ドイツやイタリアなど、ポスト独裁の新憲法を中心に、主権の国際機関への一部譲渡を憲法上明示することが行われ始めた。しかもこれは旧枢軸国に限られるものではなく、たとえばオランダでは、ヨーロッパ防衛共同体への参加という文脈ではあるが、主権の部分的委譲のための憲法改正が1950年代にわざわざ行われている。すなわち、戦後デモクラシーにはすでに一定の範囲で、主権を制約することでデモクラシーの作動範囲を限定する試みが埋め込まれていたのである⁷。

(2) 「社会的なもの」と集団の「連帯」「同権化」

重要な論点の第二は、個々人の生活を保障し、それを通じて公的活動を行う枠組みとしての「社会的なもの」の位置である。イタリア憲法における「労働」、西ドイツ基本法における「社会的(sozial)」、あるいはそれ以外の多くの個所でもみられる「人格(Person)」の概念と関連する。

この点は、通俗的には福祉国家の問題、すなわち政府や公的枠組みを通じた生活保障給付の問題として位置づけられることが多い。政治学の分野でのいわゆる福祉国家研究は、要するに「誰がどのような条件でどのような給付・サービスをうけ、それによってどのように不平等が是正されるか/されないか」という問題を検討するものである。日本における「社会権」の通俗的な位置づけもそれに近い。

しかし、社会的である(social/sozial)ということは、単なる給付の問題にとどまらない(市野川2006; 2013)。それと同時に「参加」や「連帯」というモチーフが含まれる概念である(中村1973)。この側面が、戦後の体制構築において一定の意味を持った。例えば、戦後のヨーロッパでは多くの国で、通常の議会とは別に職能的な代表を政策形成に参加させる制度が構築された(網谷2017)。

⁷ このような発想が、国内における司法部門を通じた議会の制約と親和性があることも明らかであろう。1960年代後半からは、ヨーロッパの経済統合が進む中で、EC/EUの裁判機関である欧州司法裁判所と各国国内裁判所が、時にコンフリクトを起しつつも司法的交渉ないし司法的対話(judicial negotiation, judicial dialogue)を通じて(時に政治部門を掣肘しつつ)統合を前進させていくのである(Alter 2001)。なお現在ではこの司法的対話は、司法部自身によって意識的に推進されており、ドイツ連邦憲法裁判所長官は「ヨーロッパにおける憲法裁判所の結合体(Der europäische Verfassungsgerichtsverbund)」を口にするにいたっている(Voßkuhle 2010)。

もっとも著名なものは、「すべての労働者は、その代表者を介して、労働条件の団体的決定ならびに企業の管理に参加する」と謳う第4共和政憲法に設立根拠を持つフランスの経済評議会 (Conseil économique) や、ネオコーポラティズム的審議機関として知られるオランダの社会経済評議会 (Sociaal-Economische Raad) などである。(実効性に乏しいため) あまり知られていないものの、多くの国にこのような機関がある⁸。

あるいはより具体的な福祉国家の制度に即しても、ロステイン (Bo Rothstein) の指摘以来比較政治経済研究で注目されている通り (Rothstein 1992)、失業保険の運営を労働組合が行ういわゆるヘント・システム (Ghent System) を持つ国がデンマークなど複数ある。フランスやドイツでは社会保険機関 (金庫) が労使の代表により運営されている (cf. 多田 2009; 2010)。

ソーンヒルは「コーポラティズム的立憲主義 (Corporatist Constitutionalism)」という切り口から20世紀の憲法 = 国制を理解する枠組みを提示しているが、これも20世紀ヨーロッパのデモクラシーを集団参加の体制という観点から位置づけなおそうとする試みである (Thornhill 2011; 2015)。この課題が、戦間期以来のものであることは、アメリカのヨーロッパ史家であるメイヤー (Charles S. Maier) がその画期的著書『ブルジョア・ヨーロッパの再建』(Maier 1975) で示した通りである。そこからわずか20年余しか経過していない戦後ヨーロッパの安定を、単純に「リベラル」なデモクラシーという形で説明するのは、控え目にいってもかなり大胆な仮説と言わざるを得ない。

ただし、1920年代をコーポラティズム的安定と評することができるとしても、戦後の安定はそれと同じものではない。ソーンヒルの解釈によれば、戦間期のコーポラティズム的憲法体制は社会権を代表とする実質的 (material) な要素を組み込んだため、社会的紛争がそのまま表出されることとなり、紛争処理に失敗した。したがって戦後の憲法体制は、その側面を後退させることになる。

ここで注目しておきたいのは、社会的なものや集団参加や連帯という論点が、「連邦」の語でときに表現される、主権的権力の国内的な分散・共有の構想を経て、ヨーロッパ統合構想と通じる水脈を持つ点である。分析概念としてのコーポラティ

ズムは、どちらかといえば集権的な国家・政府が、同様に集権化された労働組合、そして経営者団体と協議する枠組を想定しているが、具体的歴史的文脈におけるコーポラティズムの構想には、いわば「政府権限の社会団体への委譲による主権制約」をモチーフとするものも含まれている。

上原 (2017) は連邦主義を切り口に、ヨーロッパ統合のさまざまな構想の内部構造を分析することで、戦後ヨーロッパの正統性が何に依拠していたのかを明らかにする。そこでは、現在の合理主義的分析が前提とするように、「主権国家+リベラルデモクラシー」が国際的な平面で主権を共有し協力を制度化したものとして、EUは捉えられるわけではない。地方自治体や職能団体を秩序形成の主体として位置づける、オルタナティブな構想がヨーロッパ運動に流れ込んでいることが示される。

ここでは、内的に主権を分有する主体が水平的に国境を越えて連合していくことが、国家の枠を越えた秩序形成に資すると位置づけられている。このような動きは、ヨーロッパ・レヴェルの労使対話の枠組みや地域の連合組織といった形で、伏流のようにヨーロッパ統合の下支えをしていくことになる。

(3) デモクラシーの支柱としての政党

集団の包摂という上記の論点と重なりあう、より具体的な問題系が政党の位置づけである (van Biezen and ten Napel 2014)。概説的には、戦間期にはなお無視された事実上の存在にすぎない政党が、戦後は憲法上正統なアクターとして位置づけられ、法的な位置づけを得た、と論じられる。そこでドイツの国法学者トリーペル (Heinrich Triepel) の政党編入の4段階理論などが援用されることもある (Triepel 1927)。このようなナラティブは、19世紀中葉に制限選挙制の下で展開された自由主義の議会政治と政党が矛盾しない、という規範的立場の表明でもあり、進化論的な歴史理解は両者の連続性を強調するために用いられる (cf. 宮沢 1936/2017)。

しかし、一方で議員は「国民の代表」と位置づけられて命令委任が禁止されていること、他方で事実上「党議拘束」という政党による義務付けに従っており、党議拘束を梃子に統一的行動をとるからこそ政党間の政策選択——現代のデモクラ

⁸ ここでは戦後デモクラシーの正統性を問題としているので、さしあたり実効性の問題は除外できる。

シーにおいてはこれを通じて選挙民の政治的決定への影響が行使されると理解されている——が可能であること、という二つの事実の間には少なくとも緊張関係が、そして場合によっては矛盾が存在する。議会において党派の線を越えた交差投票が日常的に存在していたアメリカにおいて、戦後になってアメリカ政治学会が「責任政党政治」を求めたことを想起せよ (America Political Science Association 1950)。単純に前者の延長線上に後者を理解することはできない。

だからこそ、19世紀後半の大衆政治化と民主化の中で生まれた組織政党をどのように規範的に位置付けるかが、20世紀前半には激しく議論されたのである。例えば政党を基礎とする比例代表制——それは選挙制度として今でもヨーロッパでは最も標準的である——を採用していた戦間期のチェコスロヴァキアでは、「政党間の選択」というロジックに忠実であった結果として、離党した議員に議員資格返上を約束させることが選挙裁判所の判例で容認されていた (Osterkamp 2009, 18)。すでに言及したレーヴェンシュタインなどはこれを逸脱的な事例として批判的に取り上げるが、それは組織政党デモクラシーの内的論理に対する「リベラル・デモクラシー」の側の無理解を示すものに他ならない。

では、リベラル・デモクラシーに代えて、「政党デモクラシーの確立」として戦後体制を理解すればよいだろうか？ 私見では、政治運営の実態としてはそれとかなり近いものがある (網谷 2014)。また、憲法学的な議論や政治的論壇においてはそうであったかもしれない (cf. 中山 1992)。

しかし、体制の正統性という観点からはそう確言はできない。たとえばモスらによれば、戦後のイギリスにおいては、政治は重要であるとは考えられていたものの、政党や政党間競合が重視されていたわけでも、市民の参加に価値が置かれていたわけでもなく、能力ある政治家が政治の舵取りを行うことが求められていたという (Moss et al. 2016)。

実際、仮に政党が特定の社会階層や集団の「部分利益」を代表するものであるならば、それをデモクラシーの正統化言説として用いるのは容易ではない。そもそも、そのような考え方を承認しているのは、昔も今もおそらく政治学者や経済学者などごく一部の人間のみではないのか。

たとえばオランダにおいては、部分利益を代表するのではなく確固たる「原則＝世界観・秩序観」

を持っているからこそ、政党が正統化されうるという考えが戦後においても有力に存在していたという。ここでは政党がイデオロギー的であることが重要で、政策はそこから (たとえばカトリックの世界観の原則から) 導き出されるものとなるのであって、いわゆる議会制民主主義の必要性が弁証されているわけではない (作内 2017)。この関連では、多数代表制と比例代表制に質的相違を見出す見解のあることも指摘しておこう。「比例選挙制度はもはや代表的議会主義における多数選挙制度のように代表を基礎づける機能を営むことなく、ただ計算による統計的な機能を営むばかりである」とし「議会は代表的議会主義の意味においてではなくて、大衆民主政の政党国家の意味において——つまり代表の原理ではなくて自同性の原理に基づいて——共同体の一般意思が構成せられる場所である」とするのは、後に西ドイツ連邦憲法裁判所の裁判所として政党に関する定式化に大きな影響を与えたライブホルツ (Gerhard Leibholz) である (ライブホルツ 1936, 587)。

オランダではこの問題に、政党が「公益」をめぐる「原則」を代表しているからこそ正統化されうるといふ解が提示された。しかしそのような「原則」が複数存在し、しかもそれらは共約不可能であって、どれか一つの原則が多数を獲得するのではないとすれば、どのようにして統治が可能なのだろうか？ オランダにおける解は意外なものである。原則を代表する「政党」と、統治の中心である「内閣」を分離するのである (作内 2017)。これは統治のための妥協・合意という要請と、政党が部分でありながら全体性を持つための媒介項である「原則」を両立させるための、ある意味で誠実な回答であろう。

では、部分利益ではなく「国民」などの集団全体を何らかの形で代表することを目指すものであると政党を位置づけるならばどうだろうか。日本国憲法によれば、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する (43条)」だそうである。しかし議員なり政党なりが「国民」「市民」「民衆」全体の代表ならば、なぜそのような代表者が複数存在し、競争することが論理的にありうるのだろうか。「全体を代表するものが複数存在する」のではそもそも代表として成り立っていないのではないか？

中田 (2017) が明らかにするとおり、チェコスロヴァキアの「人民民主主義」体制においては、「全体を代表する」「複数の政党が」「自らの意思で」「共通の目標の下に」挙国一致の連合政権を運営した。

そこには政権をめぐる「競争」はない。この一つ一つの構成要素をとれば、「リベラル・デモクラシー」の中に十分含めることができる⁹。しかし全体として出来上がった体制の運用は、政権をめぐる競争がないこともあって、われわれのイメージするそれとはやや異なるものとなっている。ただし、戦後直後の時期に多くの国では挙国一致や大連合型の政権運営が行われていたこと¹⁰、レジスタンス運動などをはじめ少なからぬ場所で反政党の見解が表明されていたことに留意しておく必要がある (cf. Corduener 2017)。違和感があるからといって、この「人民民主主義」からデモクラシーとしての位置づけを剥奪するのは難しいだろう。これら西欧世界での大連合政権や挙国一致政権と、東欧の「人民民主主義」期の政治、そしてさらには社会主義体制形成後のブロック政党システムとの距離は、正統化言説の内容に絞れば、それほど遠くはない。

5. 「リベラル・デモクラシー」における自由主義勢力

(1) 戦後デモクラシーにおける自由主義勢力の敗退

これまでみてきたように、戦後西欧・中欧におけるデモクラシー（構想）においては、必ずしも個人主義が核にあったわけでもなければ、競争が重視されていたわけでもない。イギリス的な「融合」型の議院内閣制が定着したわけでもない。また、政府の作動範囲は国際規範や人権規範によって制約されていることがある程度前提となっていた。われわれが回顧的にリベラル・デモクラシーの定着、として位置づけがちな第二次大戦後ヨーロッパの政体は、内在的には（現代政治分析が想定するような）リベラル・デモクラシーのロジックを重視する形で理解されていたわけではないのである¹¹。

自由主義政党の帰趨もこのこととある程度照応する。八十田（2017）はイタリアにおいて、「自

由主義的社会主義」の流れを汲む行動党に集った人々の知的系譜を分析する。通俗的にそうなされるように、戦後ヨーロッパをリベラル・デモクラシーと福祉国家というキーワードで理解するならば、「自由主義的社会主義」こそ、その担い手であってもおかしくはない。同党は19世紀的な政治的自由に、「社会的救済」を加えることで戦後の再建に関与しようとした。実際、行動党が掲げた7項目の目標、すなわち議会制共和国の樹立、地方分権、大企業国有化、農業改革、自由な労組、政教分離、民主主義国による欧州連邦、は一見すると戦後西欧の体制そのものであるようにすら見える。

この潮流に属する代表的思想家であるロッセリはこう述べる。

「社会主義は自由の原則を論理的に発展させ、その究極の帰結にまで至らせたものである。社会主義とは、それを根源的な意味において理解しそれがもたらす帰結によって判断するならば、自由主義を行動に移したものである…自由主義と社会主義は内的な絆で結び付けられているのである (Rosselli 1994, 118)」。

これはマルクス主義とは離れ、社会主義を自由主義の延長上にとらえる、戦後型社会民主主義の教科書と見まがうような主張である。しかしこのような主張を掲げた行動党が惨敗し、霧散したのが、イタリアの戦後デモクラシーの現実である。1946年の制憲議会選挙で同党は得票1.4%にとどまる。1945年6月から数ヶ月にわたって首班の座を占めていたにもかかわらず、である。イタリアが例外というわけではない。北欧を除けば¹²、西ヨーロッパにおいてリベラル政党の勢力は小さいままにとどまった。フランスやルクセンブルクなど有意なリベラル政党が存在しない国があるのはもち

⁹ 禁止されていた政党もあるが、そのことのみによって、デモクラシーではないと判断することもできない。

¹⁰ オーストリアでは戦後短期間の全党政権を経て、左右の二大政党（オーストリア人民党およびオーストリア社会党）の大連合政権が1966年まで継続した。両政党の合計は総議席のほぼ9割を占める。

¹¹ 体制としての自由民主主義における正統性の問題を、外在的視点と内在的視点を混同することなく丁寧に論じるものとして川崎（2001）を参照せよ。

¹² デンマークの左翼党は農村を支持基盤としており、英語文献ではしばしば農村リベラル (Agrarian Liberal) と表記される。確固とした支持基盤があるため、1940～50年代に同党は20%強の票を獲得している。その後、低落傾向をたどり1987年にはついに10%強にまで半減する。興味深いのは、その後再び党勢を回復し2000年代には第一党の座を獲得するまでになったことである。ノルウェーの左翼党は、1945年の13.8%を頂点に一貫して得票を減らし、1970年代以降は5%内外の小政党にとどまる。スウェーデン人民党も、1940年代末から1950年代前半にかけては20%以上の票を獲得していたが、その後低落傾向に歯止めはかけられず、1990年代以降は得票率1桁の領域に沈んでいる。

ろん、多くの国で得票は1割を割っている。このようなリベラル政党の勢力の小ささは戦後デモクラシーの性格の一端を明らかにするエピソードと言えよう。

行動党の系譜を引く知識人としてもっとも著名なのはボッピーオ (Norbert Bobbio) である。彼はイタリアにおけるケルゼン (Hans Kelsen) の受容を推進した人物でもあるが、そのケルゼン自身が戦後西ドイツにおいて「克服の対象とされ、嘲笑され、そして敵視され、ついには何十年にもわたって黙殺 (レプジウス 2017, 3)」されていたことも言及に値する。というのも「当時求められていたのは…キリスト教的-西欧的な価値構造の内部での実体的羈束であって、分析的な反-実体主義ではなかった (Ibid. 4)」からである。ここでも自由主義的な思考法が、意識的に退けられていたさまが見て取れる。ケルゼンにおいてデモクラシーが、自由の確保によって基礎づけられていることも確認しておこう。

さらに、経済史的にはすでに常識に属するが、いわゆるネオリベラリズムは、1930年代からまさにこの戦後体制構築期に形成された構想である。その代表であるハイエク (Friedrich A. Hayek) の著作『隷従への道』の初版が1944年に刊行されていることがその一つの表れであり、思想史的に言えば1947年に形成されたモンペルラン協会 (Mirowski and Plehwe 2009)、さらに遡って1938年にパリで開催された「ウォルター・リップマン・コロキウム」にその思想潮流としての誕生をみるのが定石である (権上 2006)。このネオリベラリズムが、重要性のある政治勢力として結晶化するのは1970年代である。この時間的なズレが戦後体制の性格を物語る。彼らのように、「個人」と「自由」を強調する思想は、1960年代までのヨーロッパにおいて政治的にはほとんど耳を傾けられられない構想だったのである。ハイエクが、ナチスのみならず福祉国家や経済計画を攻撃するときの激烈さは (ハイエク 1992)、当時の知的潮流の中で完全に少数派にあることを意識していればこそ、である。

以上のように、さまざまな点でリベラリズムの思想潮流は現在にまで影響を及ぼしているが、戦後デモクラシー建設期において政治的には重きをなすことができなかった。行動党はその一つの事例である。ただし話は行動党の「敗北」では終わらない。八十田 (2017) が指摘するもう一つの重

要な点は、政治的敗北にもかかわらず、行動党関係者と行動党の理念が、欧州統合との関係で何度も繰り返しばびさまされ、ある種の神話化の対象となることである。ここからは、「現実に体制を支える勢力・構想」と「将来的なヴィジョン・理念」が必ずしも一致せず、両者は別のロジックで動いていることが示唆されるであろう。

(2) 「リベラル」の意味変容

しかし「リベラル」であることが、戦後デモクラシーの中で後景に退き続けていたわけではない。たとえばオランダの自由民主人民党は長らく得票率10%前後にとどまっていたが、1970年代に入り党勢を強め、1980年代には時に20%を獲得するようになった。オランダではこれに加えて1960年代後半にリベラル新党の民主主義'66が成立しており、双方を合わせるとリベラル勢力はさらに大きいといえる。

この間に「リベラリズム」「リベラル」自体が変化を遂げている。Freeden and Stears (2013) によれば、1950年代にリベラリズムは左右から攻撃され、哲学的な防御を必要としていた。その中で、権利の概念と社会的正義の主張で、悪徳からの防御を中心とするイデオロギーに変わったのである。それによってリベラリズムは、民主的議会と人民の意志よりも裁判所や司法メカニズムの優位を擁護する思想となり、同時に普遍と個別の間の伝統的緊張をより強く強調するようになった。これによってリベラリズムは自らを政治の上に立つ地位に押し上げることとなった、というのが彼らの解釈である (336-7)。

モインは、現在に至る人権観念が1970年代にブレイクスルーを遂げたと位置づけるのだが、これを彼は「個人主義的、とりわけカント的」と評し (Moyn 2011, 104)、戦後期の人格主義的人権論と一線を画している。これは上の解釈と一定程度整合するものである。またすでに触れたような、ジェンダー間不平等がヨーロッパで改められていくのは1960年代以降である¹³。なおモインやアメリカのヨーロッパ史家であるノーラン (Mary Nolan) が、人権概念の興隆とネオリベラリズムの間にある種の共犯関係を含む微妙な関係を見ていることも付言しておこう (Moyn 2014a; Nolan 2014)。

Freeden (2015) は、自由主義に関する入門的小著の中ではあるが、ロールズなどに端を発する現代政治・法理論上のリベラリズムを「哲学的リベ

ラリズム」と位置づけ、「哲学的リベラリズムの実践者たちが、これらの問題に対してははっきりとした答えが出せると信じる限りにおいては、彼らはリベラリズムとその挑戦者たちとの一線を……すでに越えてしまっているかもしれない(107)」と、伝統的なリベラリズムとの違いを強調している。現代政治分析が想定するリベラル・デモクラシーのモデルは、歴史的な自由主義思想からは離れ、この「哲学的リベラリズム」に近い考え方をある種戯画的に取り入れたものであるかにみえる¹⁴。

このように考えるならば、1968年の学生運動に集約的表現を見る、1960年代以降の社会変容は、社会が豊かになることで可能になった個人主義化とともに(cf. Pizzorno 1964)、当初はリベラルではなかった戦後ヨーロッパのデモクラシーが「リベラル化」していく一つの画期として位置づけられることができるのではないか¹⁵。ただしこのようなリベラル化が戦後デモクラシーに与える影響は両義的である。戦後デモクラシーには集団を基礎として存立・機能していた側面があるからである(網谷 2014a; 2014b)。

6. おわりに

メイヤーは、『ブルジョア・ヨーロッパの再建』の刊行後40年を経ての再版の序文で、第二次大戦後の安定についても同様の総合的書物を著す構想があり、文書館調査も進めてはいたものの書籍としての刊行にいたらなかった、というこれまで公

にされていなかった事実を明らかにした(Maier 2016)。その理由を彼は、「もっとも根本的には、1945年以降の西ヨーロッパにあらわれた社会政治的秩序の新しい原則とは何なのかについて、自分自身で明確に概念化することができなかったからである」と説明している。ブルジョア、冷戦、ヨーロッパ統合、あるいは(ファシズムやホロコーストの)記憶、そのいずれも彼にとっては、戦後社会政治秩序の新たな原則を記述するには十分ではなかった。もとよりメイヤーのような大歴史家がなし得なかったことに、本共同研究が簡単に答えを出すことができたわけではないが、以下のような戦後デモクラシー理解の可能性が開かれたといえよう¹⁶。

第一に、ここで明らかにされたのは、戦後デモクラシーがわれわれが通常考えるような「リベラリズム」の前提に基づいて構築されたわけではない、ということである。広くはキリスト教民主主義、より狭くは人格主義の影響はつとに指摘されてきたことであるが、その思想的基礎においてはしばしば「個人主義」や「自由主義」が批判対象となっている。それは、一見して保守的な潮流(cf. 板橋 2016)のみならず、左派カトリシズムにすらあてはまる。

第二に、「自足的で階層的な正統性構造をそなえた主権国家が、しかる後に超国家組織の構築に乗り出した」わけではないことが、看取できる。ミルウォード(Alan S. Milward)の有名な「国民国家のヨーロッパの救済(European rescue of the

¹³ この関連で、アメリカの影響を強くうけた戦後改革を実施し、その中で「家制度」という社会的階層秩序の解体を行った日本は、リベラルな憲法を持つだけでなく、具体的な法制度の側面においても、ヨーロッパに比してむしろ「よりリベラル」であった可能性はないだろうか。

¹⁴ Sabl (2015) は、経験的研究における「民主主義理論」なるものが、規範的政治理論における議論に対応するものをもたない、過度に単純化された「藁人形」であると批判する。考えてみれば、全体的には経験主義的な英米思想の中、多元主義の国アメリカで発達した現代政治分析が、あたかも人民主権一本に基づいて民主主義の正統性を合理主義的に構成するかのような(その意味で大陸的・主権論的な)「理論」をベンチマークとしているのはそれ自体不思議なことである。戦後アメリカ政治学への亡命政治学者の影響の概観として Loewenberg (2006) を参照せよ。また、カネル(2007)によれば、デモクラシーの語で自らの政体をアメリカ政治学が特徴づけるようになったのも比較的新しい現象である。

¹⁵ なお、戦間期の少数派保護条約の「教訓」と、戦後処理の過程で事実上強制的な住民交換が行われたこともあって、戦後ヨーロッパにおいては少数派を集団として保護するという枠組みは影を潜める。これに対して機能的代替物として「人権」概念が登場したと解するのが Mazower (2004) である。

¹⁶ 馬場(1991)は戦後デモクラシーの1980年代までを扱う共同研究のまとめとして、成立から安定、そして変容という形容を選択した。四半世紀を経てわれわれは、戦後デモクラシーの成立・安定期と現在の間により大きな断絶を見ている。それゆえ、リベラル・デモクラシーの継続的進化をイメージさせる語り口——それは現在を頹落の相として描くだろう——よりも、馬場の言う「変容」期にある種の断絶を見出し、デモクラシーのリベラル化の帰結として現在を理解する本稿のような視角が採用された。本稿執筆に際して意図していたわけではないが、結果として、学恩ある先達に対し古希の年にささやかな異議を申し立てることが出来るのを、嬉しく思う。

nation state)」テーゼに対してしばしば、「救済」された後の国民国家は自らも変容している、という指摘がなされる。本共同研究の成果もこれを証する。戦後期には、国際・国内を問わない政治社会秩序の総体的再編が構想され、部分的には実現をみた。戦後デモクラシーは。一国単位の主権＝デモクラシーを制約し、権限委譲を行うこととセットで成立していたのである。いわゆる「民主主義の赤字 (democratic deficit)」問題も、このような背景を踏まえて考察するべきである。

最後に、われわれは歴史を見る際に、時間で区切られた安定的構造——しばしばそれは「レジーム」の語で表現される——の継起と交代としてそれを理解しようとする。しかし、一見敗北したかに見えた構想が部分的には生き残って神話化されたり、設立直後はほとんど機能していなかった制度が後になって大きな意味を持つなど、時間の流れは必ずしも一様ではない。近年の歴史的制度論 (historical institutionalism) 的研究は、重層化 (layering) や転用 (conversion)、漂流 (drift) などのメタファーを用いて、より複雑な制度変化の理解を目指しているが (cf. 今井 2015)、このような多層性に注目することは、われわれの課題とする戦後デモクラシーの内在的理解においてはなおさら必要である。そこからは、その時々を主導する勢力が「レジーム」を構築するという発想自体も、相対化されるべきであるということになる。歴史を作るのは勝者だけではない。

そして、現代政治分析が、「定型化された事実 (stylized fact)」とみなすような「従属変数」である戦後西ヨーロッパのデモクラシーについても、歴史的な視角から再訪することで、より正確な理解が可能かつ必要であり、そのことは翻って現状の認識をより確かにし、さらにはわれわれの分析言語を精密にする、というのが本稿の主張である。

参考文献

- Almond, Gabriel. 1948. The Christian Parties of Western Europe. *World Politics*. 1:1, 30-58.
- Alter, Karen J. 2001. *Establishing the Supremacy of European Law: The Making of an International Rule of Law in Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- American Political Science Association. 1950. Towards a More Responsible Two-party System: A Report of the Committee on Political Parties of the American Political Science Association. *American Political Science Review*. 44:3, Supplement.
- 網谷龍介. 2012. 「『軽い社会保障』と『軽い連帯』——EUを多様化・断片化した社会として考える」『生活経済政策』, 183, 15-19.
- . 2014a. 「ヨーロッパ型デモクラシーの特徴」網谷龍介・伊藤武・成廣孝編『ヨーロッパのデモクラシー 第2版』ナカニシヤ出版, 1-26.
- . 2014b. 「『ポスト・デモクラシー』論と『戦後デモクラシー』の間」『生活経済政策』, 204, 31-36.
- . 2017. 「『妥協』としての戦後デモクラシー——ドイツ社会民主主義の改革戦略とその後退戦」日本比較政治学会大会報告ペーパー.
- 馬場康雄. 1991. 「『安定』から『革新』へ——『戦後デモクラシー』研究の結びにあたって」犬童一男ほか編『戦後デモクラシーの変容』岩波書店, 241-279.
- Bell, Duncan. 2014. What Is Liberalism? *Political Theory*. 42:6, 682-715.
- カレ・ド・マルベール (時本義昭訳). 2011. 『法律と一般意思』成文堂.
- Cmiel, Kenneth. 2004. The Recent History of Human Rights. *American Historical Review*. 109:1, 117-135.
- Corduwener, Pepijn. 2017. *The Problem of Democracy in Postwar Europe: Political Actors and the Formation of the Postwar Model of Democracy in France, West Germany and Italy*. London: Routledge.
- Conway, Martin. 2001. Left Catholicism in Europe in the 1940s. Elements of an Interpretation. Left Catholicism 1943-1955. In: *Catholics and Society in Europe at the Point of Liberation*. Ed. Gerd Rainer Horn and Emmanuel Gerard. Leuven: Leuven University Press, 269-281.
- Dahl, Robert A. 1956. *A Preface to Democratic Theory*. Chicago: University of Chicago Press.
- Dahrendorf, Ralf. 1979. *Life Chances: Approaches to Social and Political Theory*. London: Weidenfeld and Nicolson.
- Di Palma, Francesco. 2010. *Liberaler Sozialismus in Deutschland und Italien im Vergleich*. Berlin: Metropol.
- デュヴェルジェ, モーリス. 1995. 『フランス憲法史』(時本義昭訳) みすず書房.
- Freeden, Michael. 2013. *Liberalism: A Very Short Introduction*. Oxford: Oxford University Press.
- Freeden, Michael, and Marc Stears. 2015. Liberalism. In: *Oxford Handbook of Political Ideologies*. ed. Michael Freeden and Marc Stears. Oxford: Oxford University Press, 329-347.
- Friedrich, Carl J. 1951. Political Theory of New Democratic Constitutions. In: *Constitutions and Constitutional Trends since World War II: An Examination of Significant Aspects of Postwar Public Law with Particular Reference to the New Constitutions of Western Europe*, ed. Arnold J. Zurcher. New York: New York University Press, 1-35.
- Frei, Norbert, and Annette Weinke, eds. 2013. *Toward a New Moral World Order? menschenrechtspolitik und Voelkerrecht seit 1945*. Göttingen: Wallstein.
- 権上康男編. 2006. 『新自由主義と戦後資本主義——欧米に

- おける歴史的経験』日本経済評論社。
- カネル, ジョン・G. (中谷義和訳). 2007. 『アメリカ政治学と政治像』御茶の水書房.
- ハイエク, F. A. (西山千明訳). 1992. 『隷属への道』春秋社.
- 樋口陽一. 1994. 『比較憲法 [全訂第三版]』青林書院.
- Hoffmann, Stefan-Ludwig, ed. 2011. *Human Rights in the Twentieth Century*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 2016. Human Rights and History. *Past and Present*. 232: 279-310.
- 市野川容孝. 2006. 『社会』岩波書店.
- 市野川容孝ほか編. 2013. 『社会的なもののために』ナカニシヤ出版.
- 飯野賢一. 2002. 「代表制と民主制との距離——第三共和制期における「代表民主制」論の構築可能性——(1)」『早稲田法学』, 77 (4), 65-87.
- 今井真士. 2015. 「比較政治学における歴史的制度論・比較歴史分析の着想の発展——科学哲学的基礎の模索から論理的基礎の探求へ——」『文教大学国際学部紀要』, 26(1): 16-32.
- 石田憲. 2009. 『敗戦から憲法へ——日独伊憲法制定の比較政治史』岩波書店.
- 板橋拓己. 2016. 『黒いヨーロッパ——ドイツにおけるキリスト教保守派の「西洋」主義, 1925～1965年』吉田書店.
- Invernizzi-Accetti, Carlo. 2015. From Personalism to Liberalism? <tif.ssrc.org/2015/06/11/from-personalism-to-liberalism/> 最終アクセス日 2017年12月20日.
- 川崎修. 2001. 「『自由民主主義』——理念と体制の間」『年報政治学』, 52: 3-16.
- ライプホルツ, ゲルハルト (宮澤俊義訳). 1936. 「民主政の本質とその諸発顕形態 (二・完)」『国家学会雑誌』, 50:5, 575-588.
- レブジウス, オリヴァー (高田倫子訳). 2017. 「ドイツ国法学におけるケルゼン・ルネサンス」『日独法学』, 31/32/33, 1-26.
- Linz, Juan J. 1978. *The Breakdown of Democratic Regimes: Crisis, Breakdown and Reequilibration. An Introduction*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- loewenberg, Gerhard. 2006. The Influence of European Émigré Scholars on Comparative Politics, 1925-1965. *American Political Science Review*, 100:4, 597-604.
- Loewenstein, Karl. 1937. Militant Democracy and Fundamental Rights, I and II. *American Political Science Review*. 31:3, 417-432; 31:4, 638-658.
- レーヴェンシュタイン, カール (阿部照哉・山川雄巳訳). 1967. 『現代憲法論』有信堂.
- Maier, Charles S. 1975. *Recasting Bourgeois Europe*. Princeton: Princeton University Press.
- . 2016. Preface to the 2015 Reprinting. In: Id., *Recasting Bourgeois Europe*, new paperback edition. Princeton: Princeton University Press, pp. ix-xviii.
- Maritain, Jacques. 1949. *Christianity and Democracy*. Manuscript of the Address given at the Annual Meeting of the American Political Science Association, 29 December, 1949. <maritain.nd.edu/jmc/jm604a.htm> 最終アクセス日 2017年12月20日.
- . 2011. *Christianity and Democracy*. San Francisco: Ignatius Press.
- Mazower, Mark. 2004. The Strange Triumph of Human Rights, 1933-1950. *Historical Journal*. 47:2, 379-398.
- マゾワー, マーク (中田瑞穂・網谷龍介訳). 2015. 『暗黒の大陸——ヨーロッパの20世紀』未来社.
- マクファーソン, C. B. 1967. 『現代世界の民主主義』(栗田賢三訳) 岩波書店.
- ミルキヌ=ゲツェヴィチ. 1964. 『憲法の国際化——国際憲法の比較法的考察——』(小田滋, 樋口陽一訳) 有信堂.
- Mirowski, Philip, and Dieter Plehwe, eds. 2009. *The Road from Mont Pelerin: The Making of the Neoliberal Thought Collective*. Cambridge: Harvard University Press.
- 宮沢俊義. 1936/2017. 「政党国家から政党独裁政へ——政党の繁栄とその没落——」同『転回期の政治』岩波書店, 129-153.
- ムーニエ, エマニュエル (木村太郎, 松浦一郎, 越知保夫訳). 1953. 『人格主義』白水社.
- Moss, Jonathan, Nick Clarke, Will Jennings and Gerry Stoker. 2016. Golden Age, Apathy or Stealth? Democratic Engagement in Britain, 1945-1950. *Contemporary British History*. 30:4, 441-462.
- Moyn, Samuel. 2011. Personalism, Community, and the Origins of Human Rights. In: Hoffman (2011), 85-106.
- . 2014a. A Powerless Companion: Human Rights in the Age of Neoliberalism. *Law and Contemporary Problems*. 77:4, 147-169.
- . 2014b. The Universal Declaration of Human Rights of 1948 in the History of Cosmopolitanism. *Critical Inquiry*. 40: 4, 365-384.
- Mukand, Shaun W., and Dani Rodrik. 2017. The Political Economy of Liberal Democracy. Working paper available at <drodrik.scholar.harvard.edu/files/dani-rodrik/files/the_political_economy_of_liberal_democracy_27march2017.pdf>. 最終アクセス日 2017年12月20日.
- Müller, Jan-Werner. 2011a. *Contesting Democracy: Political Ideas in Twentieth-Century Europe*. Princeton: Princeton University Press.
- . 2011b. European Intellectual History as Contemporary History. *Journal of Contemporary History*. 46:3, 574-590.
- ムーア, バリントン, Jr. (宮崎隆次, 高橋直樹, 森山茂徳訳). 1986. 『独裁と民主政治の社会的起源——近代世界形成過程における領主と農民 (I, II)』岩波書店 (Moore, Barrington, Jr. 1966. *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*. Boston: Beacon Press).
- 中田瑞穂. 2017. 「『人民民主主義』体制における政党とデモクラシー：チェコスロヴァキアの国民社会党を中心に」日本比較政治学会大会報告ペーパー.
- 中村睦男. 1973. 『社会権法理の形成』有斐閣.
- 中山洋平. 1992. 『戦後フランス政治の実験——第四共和制

- と「組織政党」1944-1952年』東京大学出版会。
- Osterkamp, Jana. 2009. *Verfassungsgerichtsbarkeit in der Tschechoslowakei (1920–1939)*. Frankfurt a. M.: Vittorio Klostermann.
- 大内勇也. 2017. 「欧州人権条約の制定過程に見る戦後欧州人権保障構想の変容」日本政治学会報告ペーパー.
- Nolan, Mary. 2014. Human Rights and Market Fundamentalism. *Max Weber Lecture*, European University Institute, 2014/02.
- Pilon, Dennis. 2013. *Wrestling with Democracy: Voting Systems as Politics in the Twentieth-Century West*. Toronto: University of Toronto Press.
- Pizzorno, Alessandro. 1964. The Individualistic Mobilization of Europe. *Daedalus*. 93:1, 199-224.
- ポロンスキー, A. 1993. 『小独裁者たち——両大戦間期の東欧における民主主義体制の崩壊』(羽場久み子監訳)法政大学出版局。
- Pombeni, Paolo. 2008. Anti-Liberalism and the Liberal Legacy in Postwar European Constitutionalism: Considerations on Some Case Studies. *European Journal of Political Theory*. 7:1, 31-44.
- Rosselli, Carlo. 1994. Liberal Socialism. *Dissent*. 41:1, 117-123.
- Rothstein, Bo. 1992. Labor-market institutions and working-class strength. In: *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, ed. Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth. Cambridge: Cambridge University Press, 33-56.
- Ruggie, John Gerard Ruggie, 1982. International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order. *International Organization*. 36:2, 379-415.
- Sabl, Andrew. 2015. The Two Cultures of Democratic Theory: Responsiveness, Democratic Quality, and the Empirical-Normative Divide. *Perspectives on Politics*. 13: 2, 345-365.
- 作内由子. 2017. 「第二次世界大戦前後のオランダ・カトリックにおける『政党』概念の変化」日本比較政治学会大会報告ペーパー。
- シュンペーター (中山伊知郎・東畑精一訳). 1962. 『資本主義・社会主義・民主主義 (上・中・下)』東洋経済新報社。
- Smith, Howard K. 1950. An American Looks at Europe. *International Affairs*. 26: 4, 470-476.
- Strøm, Kaare, Wolfgang C. Müller and Torbjörn Bergman, eds. 2003. *Delegation and Accountability in Parliamentary Democracies*. Oxford: Oxford University Press.
- 砂原庸介, 稗田健志, 多湖淳. 2015. 『政治学の第一歩』有斐閣。
- 多田一路. 2009. 「社会保障法制における国家の役割——フランスにおけるアンチエタティスム」『立命館法学』321・322, 279-302.
- . 2010. 「フランスにおける社会的民主主義について」『一橋法学』, 9: 3, 79-95.
- 只野雅人. 1991. 「フランス第三共和制の選挙改革(三・完)」『一橋研究』, 15: 4, 85-112.
- 高橋利安. 1985-88. 「『労働に基礎を置く民主共和国』に
ついての一考察」『早稲田大学法研論集』, 36, 211-234;
38, 45-68; 46, 167-190.
- Thornhill, Chris. 2011. *A Sociology of Constitutions: Constitutions and State Legitimacy in Historical Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 2015. The Crisis of Corporatism and the Rise of International Law. In: *The Evolution of Intermediary Institutions in Europe: From Corporatism to Governance*, ed. Poul F. Kjaer and Eva Hartmann. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 217-239.
- . 2016. The Mutation of International Law in Contemporary Constitutions: Thinking Sociologically about Political Constitutionalism. *Modern Law Review*. 79: 2, 207-247.
- Triepel, Heinrich. 1927. *Staatsrecht und Politik: Rede beim Antritte des Rektorats der Friedrich Wilhelms-Universität zu Berlin am 15. Oktober 1926*. Berlin : de Gruyter.
- 上原良子. 2017. 「1940年代フランスにおける連邦主義構想とヨーロッパ」日本政治学会報告ペーパー.
- Van Biezen, Ingrid, and Hans-Martien Napel, eds. 2014. *Regulating Political Parties: European Democracies in Comparative Perspective*. Leiden: Leiden University Press.
- Vofßkuhle, Andreas. 2010. Multilevel cooperation of the European Constitutional Courts: Der Europäische Verfassungsgerichtsverbund. *European Constitutional Law Review*. 6:2, 175-198.
- 八十田博人. 2017. 「イタリアの行動党——自由主義的社会主義から欧州連邦主義へ——」日本政治学会報告ペーパー.